

## 利用者の立場から見た「送り仮名のつけ方」

時 枝 誠 記

国語審議会は11月18日の総会で「送り仮名のつけ方」を議決して一般に公表した。「送り仮名法」の統一はいままでたびたび試みられてきたことであるが、それが実行に移されないうちに今日に至って、これが統一を要望する声は決して少なくなかった。そういう意味で今回の審議会正書部会の二カ年にわたる審議の意図と努力とは、大いに買われてよいことである。従来「送りがな案」が一般に抵抗を感じさせたのは、原則で割切ることに性急なあまり、一般慣用を無視する傾向があったためであると思う。今回は制定の方針三項目の中に「慣用の固定しているものは、それに従う」という一項を加えて実践を容易にさせたことは従来の審

議会の傾向に比して極めて賢明な態度であった。なぜならば言語において慣用ということは、言語の機能の達成のためには最も重要な事柄だからである。「送り仮名法」に問題が起ころるのは、それが一つの原則で貫かれているか、いないかということのためではなく、記載法が二様三様に分れて一定していないこと、また種々に読まれて誤読や難読が生ずることからくることである。したがってこれを救うには何らかの方法によって、その語について一定した記載法を設定してこれに従わせるようにすることである。例えば「キコエル」は「聞える」でなく「聞こえる」と書くことにしようということが決定されれば、ここに「送りがな法」が

統一されることになるのである。その際、基準的な記載法を決定する原則が問題になり、また慣用を尊重するとなれば、どの程度を慣用と認め、それと原則との矛盾をどのように調整するかというところが問題になるのであるが、この決議案ではそれらを将来の調査研究に残しているので、原則そのものについては、ここで触れないことにする。

私がかここで問題にしたいことは、この案が今後基準的な記載形式を決定してゆくための根拠を示すものとして提出されたものとするならば、その意味が理解できるのであるが、もしこれを文字を運用する一般大衆の実践に役立たせるものとして示されたものとみるならば、一般大衆にとつて、いま書こうとする問題の語が動詞の複合からできているか(通則六)形容詞の語幹を含むか(同八)活用しない部分に動詞の活用形またはそれに准ずるものを含む形容動詞であるか(同十五)などと分析して考えるゆとりはないはずである。専門の国語学者でも学説の相違で戸惑いしかねない事柄であるからである。

一般大衆の要求することは「オモイダス」は「思い出す」と書くのがよいか、「思出す」と書くのがよいかの結論を決定して見せてくれればよいのである。「ニクライ」は「憎らしい」と書くのがよいと教えてくれればよいのである。誤読難読のおそれのないものは「打ち切る」と書かずに「打切る」と書いてもよいなどと教えられると(通則六)誤読難読のおそれがあるか、ないかの判定が、書く人間の主観にまかされたことになって、いよいよ書く手がにぶってしまふ。高飛車なやり方かも知れないが「ウチキ

ル」は「打切る」と書けと教えてくれた方がよい。そうでないこの決議案の目標である「送りがた」の統一などできるものでないということになる。

もちろん議論が分れて決定案を出すことが困難だった事情もあるが、その場合には二とりの記載法を示して書く人の選択にまかせる手もあるわけである。要は品詞的な分析など考えずとも必要な語の記載法が求められる形式が望ましいのである。それには問題になる語を辞書の形式で配列して示す以外に手はない。文字を書くのに辞書に頼るのは、今日では唯一絶対の方法なのであるから、送りがたもこの方法に乗せない限り実現は不可能に近い。どのようにして、基準的な記載法を決定したかということは審議会委員の審議において必要なことなのである。一般大衆にそれと同じ手続きを考えさせることは無用である。この名案が立枯れないようにするためには、審議会がこれを活用しようとする一般大衆の立場に立つて再検討してみようとする配慮が期待されるのである。

(毎日新聞、「私の意見」欄所収、昭和33年11月21日付)

—東京大学教授—